



2023年12月6日

各位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ  
 代表者名 代表取締役社長 長井 啓  
 (コード番号: 6324 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 代表取締役 丸山 顕  
 執行役員 小野 牧子  
 TEL 03-5471-7810

## 株式の海外売出しに関するお知らせ

当社は、2023年12月6日開催の当社取締役会において、当社株式の海外売出し(以下「本売出し」という。)に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 4,379,400 株
(2) 売 出 人	トヨタ自動車株式会社
(3) 売 出 方 法	海外市場(但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下同じ。)における売出しとし、SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Morgan Stanley & Co. International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「引受人」と総称する。)に、上記(1)に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。
(4) 売 出 価 格	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023 年 12 月 7 日(木)から 2023 年 12 月 11 日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
(5) 申 込 株 数 単 位	100 株
(6) 受 渡 期 日	2023 年 12 月 12 日(火)から 2023 年 12 月 14 日(木)までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の 3 営業日後の日とする。
(7) 引 受 人 の 対 価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受価額(売出人が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額)の差額の総額を引受人の手取金とする。
(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。	

ご注意: この文書は、当社の株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

## <ご参考>

### 1. 本売出しの目的等

当社は、政策保有株式を見直す動きが進む中で、本売出しの売出人である当社株主による当社株式の売却意向を確認しました。そのため、当社株式の円滑な売却の機会を設けることで、不規則な市場売却による当社株式の市場価格に与える影響を回避するとともに、海外機関投資家比率の向上を通じた株主層の拡充及び当社株式の流動性向上を企図して、海外市場で株式売出しを行うこととしました。

本売出しにより、トヨタ自動車株式会社は保有する当社株式の全てを売却しますが、取引について、両社は引き続き良好な関係を継続してまいります。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、当社株式需給への短期的な影響を緩和し、既存の株主の皆様への影響を軽減する観点から、本売出しの売出価格等決定日の翌営業日から20億円及び700,000株を上限とする自己株式取得を実施することを決議しました。自己株式の取得に関しては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

### 2. ロックアップについて

本売出しに関し、当社株主である株式会社KODENホールディングスは、引受人に対して、売出価格等決定日に始まり、本売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式を売却等(但し、担保権の設定及び担保権の実行に伴う処分等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は引受人に対して、ロックアップ期間中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(但し、株式分割による新株式発行及びストックオプションに係る新株予約権の発行等一定の事由を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受人は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しています。

### 3. 安定操作取引について

本売出しに関する安定操作取引は行いません。

以上

ご注意: この文書は、当社の株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。